



NTT東西等の業務の在り方

令和 6 年 3 月 28 日
事務局

NTT東西の業務範囲（本来業務）の在り方

県域業務規制の扱い（論点5 - 1 関係）

- IP化の進展により、県内サービスと県間サービスを区分して競争を促進する意義が希薄化している状況を踏まえ、**県域業務規制は、見直しが必要ではないか。**

（提案募集に寄せられた事業者等の主な意見）

- 旧来の県内・県間等の区別による業務範囲規制は意味をなさなくなっていることから、**見直すべき。**（NTT）
- IP化の進展に伴い県域を区分して考えることが実態にそぐわないとの点は理解でき、**県域業務規制の見直しは適当。**（JCOM）
- 県内通信に限定する業務範囲規制について、**固定通信の提供範囲を東日本/西日本管内に限定する規制へと見直すこともあり得る。**（KDDI）
- 東西地域会社に課せられた地域に基づく**県域業務規制の見直し検討自体は通信技術の進展にあわせ随時行われるべき。**（ケーブルテレビ連盟）
- 電話サービスにおいては、県内県間の料金が統一されたことを受けて、**県域業務規制の見直しは良いが、それ以外のサービスについては別途検討が必要。**（テレサ協会）

（公正競争WGにおける事業者等の主な意見）

- NTT東西はすでに県内・県間を含めたサービス提供を行っており、PSTNマイグレにより固定電話においても同様であることを踏まえれば、**旧来の県内・県間等の区別による業務範囲規制は意味をなさなくなっている。**（NTT）
- 2025年のPSTN（回線交換網）のIP網への完全移行により、マイラインが廃止されNTT東西が全国一律料金で電話を提供する時代となった場合、県内通信に限定する業務範囲規制については、**固定通信の提供範囲を東日本/西日本管内に限定する規制へと見直すことも検討の余地がある。**（KDDI）
- 特別な資産を有するNTT東西には構造的な優位性が存在し、時代に応じた見直しを行う場合も、**業務範囲規制(構造的な規制)の維持が必要。**（ソフトバンク）
- NTT持株・NTT東西の**業務範囲規制等の規律**は、「特別な資産」を承継した特別なグループであるNTTの独占性・巨大性の拡張を抑止するために**不可欠と認識**。引き続き、NTT法に定められている**業務範囲規制等の「特殊法人法」の規律は継続して課すことが、公正競争の確保の観点から必要**である。（楽天モバイル）

本来業務の範囲

（論点5 - 2 関係）

- NTT東西の県域業務規制について県内通信の制約を撤廃する場合、NTT東西は、それぞれ東日本地域又は西日本地域で「他人の通信を媒介する電気通信業務」を広く実施可能と考え得るところ、NTT東西には、これまで禁止されてきた**移動通信事業やISP事業など、公正競争に重大な影響を及ぼす業務は引き続き禁止することが必要ではないか。**
- **この禁止される公正競争に重大な影響を及ぼす業務の詳細については、引き続き検討を深めることが適当ではないか。**

（提案募集に寄せられた事業者等の主な意見）

- **移動通信事業やISP事業等の公正競争に影響を及ぼす業務を行うことについては、引き続き禁止すべき。**（ケーブルテレビ連盟、JCOM、KDDI、ソフトバンク、JAIPA）
- **NTT東西が線路敷設基盤等（局舎、電柱、とう道、管路、光ファイバ）を承継したまま、移動通信事業やISP事業等も含めて全国展開が行われた場合、現在でも競争上優位な立場にあるNTT東西の競争力がより強化され、他の電気通信事業者が競争上対抗できない状況となることを強く懸念。**（JCOM）
- 仮にNTT東西の業務範囲が拡大され、**NTT東西自らISPや移動系サービスが可能となった場合等においては、他の事業者が淘汰され、料金の高止まりやサービスの均一化など、国民の利便を損ねる可能性**があるため、NTT東西が公正競争に影響を及ぼす業務を行うことは、**引き続き法規制により禁止することが必要不可欠。**（北海道総合通信網、オプテージ、QTnet、STNet）
- 公正競争環境の確保のためには、「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」を保有する**NTT東西と他のグループ会社との事業再統合の防止やNTT法の業務範囲規制、合併等の認可手続きが必要**であるほか、更なる規律強化や構造的措置による競争環境の一層の整備を目指すべき。（KDDI）
- NTT東西が「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」を保有したまま、**活用業務を本来業務とすることは、公正な競争の確保に支障が生じるおそれがあるため、慎重な議論が必要。**（KDDI）
- 地域産業の活性化や地方創生の推進に向けては、通信・非通信に関わらず、**地域の課題に対しトータルでソリューション提供を行うことが求められること等により、NTT東西の業務範囲規制は時代に合わなくなっており、見直しが必要。**（NTT）
- **NTT東西として移動体事業への進出やISP事業への進出、NTTドコモとの統合を行う考えはなく、これらについて担保措置が必要であれば、電気通信事業法でNTT東西の移動体通信事業・ISP事業への進出禁止やNTT東西とNTTドコモとの統合禁止を規定していただいても構わない。**（NTT）

（公正競争WGにおける構成員等の主な意見）

- ネットワーク構造の変化を踏まえ、**NTT東西の本来業務や活用業務の在り方について見直すべき。**（高橋構成員、林構成員）
- NTT東西の業務の見直しに当たって、**移動通信事業やISP事業等、公正競争を阻害するおそれのあるものは、通信政策特別委員会において認めるべきでない**という意見が出ており、**慎重に検討すべき。**（林構成員）

(公正競争WGにおける事業者等の主な意見)

- 地域産業の活性化や地方創生の推進に向けては、地域の課題に対しトータルでソリューション提供を行うことが求められることから、**NTT東西が電気通信業務以外の業務も可能となるよう見直しが必要**。NTT東西として、**移動体事業やISP事業への進出、NTTドコモとの統合を行う考えはないが**、これらについて担保措置が必要ということであれば、電気通信事業法でNTT東西のそうした**事業への進出禁止やNTT東西とNTTドコモとの統合禁止を規定**することも考えられる。(NTT)
- 「特別な資産」を含むボトルネック設備の不可欠性とその競争優位性を持つNTT東西に対して、事業領域に制限をかける(=経営の自由という私権を制限)ために特殊法人として「NTT法」で規律することは必要。したがって、NTT東西が「特別な資産」を保有し続ける限りにおいては、**NTT東西の事業領域規制は残すべきであり、ISP、移動体や放送事業への進出は、これまで同様、禁じられるべき**と考える。(KDDI)
- 特別な資産を有するNTT東西には構造的な優位性が存在し、時代に応じた見直しを行う場合も、**業務範囲規制(構造的な規制)の維持が必要**。公正競争を確保すべく、**移動体・ISP事業等について引き続き禁止すべき**。(ソフトバンク)
- 今後の5G時代において「特別な資産」の重要性が電気通信市場及びその周辺市場において更に高まることが想定されることから、「特別な資産」を活用したNTTの独占性・巨大性を拡張を抑止することが、公正競争の確保のため不可欠。**移動通信事業やISP事業などへの業務範囲の拡大は、公正競争に重大な影響を及ぼすため、NTT法に定められている業務範囲規制等の「特殊法人法」の規律に基づき引き続き禁止**することが、公正競争の確保の観点から極めて必要。(楽天モバイル)
- NTTの独占時代に整備されたインフラを活用したサービスと、他のサービスのバンドルは制限されるべき。特に、**移動体通信事業、ISP事業、放送事業等上位レイヤの事業は完全に分離**し、子会社等を経由した提供も制限すべき。(ケーブルテレビ連盟)
- 電話業務等により保有する巨大な顧客基盤を活用し、NTT東西自らによる携帯電話サービス等の提供や、NTTグループの商材を活用した一体営業等が可能となった場合、**光回線とのバンドル提供も想定され、設備事業者間の公正競争を阻害するおそれがある**。公正競争の確保の観点から、**NTT東西の業務範囲やNTTグループの統合は引き続き法制度により規制**することが必要。(オプテージ)

制度見直しの留意事項

（論点5 - 4 関係）

- NTT東西の業務範囲に関する制度の見直しは、**規律の廃止と新設を一体的に進めない**と制度的な空白が生じ、公正競争上の問題が生じるのではないかと懸念されている。

（提案募集に寄せられた事業者等の主な意見）

- 「制度的な空白が生じないようにする必要がある」ために、**規律の新設の前に、既存の規律の廃止を行うべきでない**。（KDDI）
- 公正競争を確保する観点より、NTT東西の業務範囲に関する制度の見直しは制度的な空白が生じないように進めていくことが必要。（STNet）

（公正競争WGにおける事業者等の主な意見）

- 「制度的な空白が生じないようにする必要がある」ために、**規律の新設の前に、既存の規律の廃止を行うべきでない**。（KDDI）
- NTT法に定められている「特殊法人法」の**業務範囲規制等の規律を継続して課すことが、公正競争の確保の観点からきわめて重要**。（楽天モバイル）

NTT東西の地域電気通信業務以外の業務の在り方

(論点6 - 1 関係)

- 地域課題に対するトータルソリューションの提供といった**地域電気通信業務以外の業務**については、活用業務として総務大臣への届出を行うことで実施できる可能性はあるが、以下の点などを踏まえ、本来業務として実施が禁止される**電気通信事業の公正競争に重大な影響を及ぼす業務を除き、より自由に実施可能とすることについてどのように考えるか**。より自由に実施可能とする場合、何らかの要件を課すことが必要か。仮に要件を課すことが必要な場合、どのような要件が考えられるか。
 - ・ 活用業務には、以下の制約があること
 - － 活用業務は、**地域電気通信業務の設備・技術・人員等を活用する業務に限定**される。
 - － 活用業務の実施は、「**本来業務への支障**」と「**公正競争への支障**」が生じない範囲に**限定**される。
 - ・ このような制約の中で、地域課題に対するトータルソリューションの提供といった地域電気通信業務以外の業務が、NTT法上、**活用業務で実施可能かは必ずしも明確ではないこと**※
 - ・ 競争事業者からは、NTT東西が自ら非通信系サービスを提供することが可能となった場合や、**NTTグループの商材を活用した一体営業等が可能になった場合、公正競争阻害のおそれがある**といった懸念が示されていること
 - ※ 例えば、2018年にNTT東日本より総務省に相談のあった「RPA^(注)を用いた業務改善コンサルティングは、経営コンサルティングに該当するため、活用業務として認められない」と判断された事例がある。
- (注) 人間がPCを使って行う作業を、ソフトウェアに組み込まれたロボットが代行・自動化する仕組み

（提案募集に寄せられた事業者等の主な意見）

- 公正競争環境の確保のためには、「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」を保有する**NTT東西と他のグループ会社との事業再統合の防止やNTT法の業務範囲規制、合併等の認可手続きが必要**であるほか、更なる規律強化や構造的措置による競争環境の一層の整備を目指すべき。（KDDI）[再掲]
- 本来業務以外への事業拡大を進めることでNTT法に定める目的に支障をきたすことがあってはならず、また、活用業務の内容によってはボトルネック設備の利用の公平性が損なわれ、公正競争に支障をきたすおそれがあるため、**これまでどおりNTT東西の本来業務の範囲を規定しつつ、活用業務は例外的に許容する位置付けを維持すべき**。また、今後活用業務の積極的な活用・規模の拡大が想定され、現状の運用では本来業務及び公正競争への支障が生じるおそれがあるため、**活用業務ガイドラインの具体化や審査の強化が必要**。（ソフトバンク）
- 地域に対する圧倒的な競争力と影響力をもつNTT東西が無制限に市場へ参入することは、**地域に根差した企業の経営を圧迫するおそれがあるため、業務範囲の拡大に反対**。活用業務の「公正競争への支障」については、十分な納得性と明確な基準が示された上で、**最終的に制度として明示的に記載がされる必要がある**。（JCOM）
- 施設設置負担金で整備された資産を市場競争の中で優越的地位を得るために使用されないための枠組みが必要であり、**回線事業と、上位レイヤの移動通信事業、ISP事業、放送事業等は分離すべき**。（ケーブルテレビ連盟）
- **NTT東西が回線からサービスまで垂直統合してしまい、実質地域に競合他社がない環境にならないよう活用業務の制度を厳格化し、公正競争を阻害する可能性はないかなどについて細心の注意を払った検証がなされるべき**。（JAIPA）
- NTT東西による地域電気通信業務以外の業務が認められた場合には、**固定系と移動系の枠を越えた市場支配力の濫用が新たに生じる可能性があることから、NTT東西の業務範囲を大きく見直すのであれば、現在指定電気通信設備制度で行われているドミナント規制の抜本的な見直しが必要**。（テレサ協会）
- 地域産業の活性化や地方創生の推進に向けては、通信・非通信に関わらず、**地域の課題に対しトータルでソリューション提供を行うことが求められることから、NTT東西が電気通信業務以外の業務も可能となるよう業務範囲規制の見直しが必要**。（NTT）
- **NTT東西として移動体事業への進出やISP事業への進出、NTTドコモとの統合を行う考えはなく、これらについて担保措置が必要であれば、電気通信事業法でNTT東西の移動体通信事業・ISP事業への進出禁止やNTT東西とNTTドコモとの統合禁止を規定していただいても構わない**。（NTT）[再掲]

(公正競争WGにおける構成員等の主な意見)

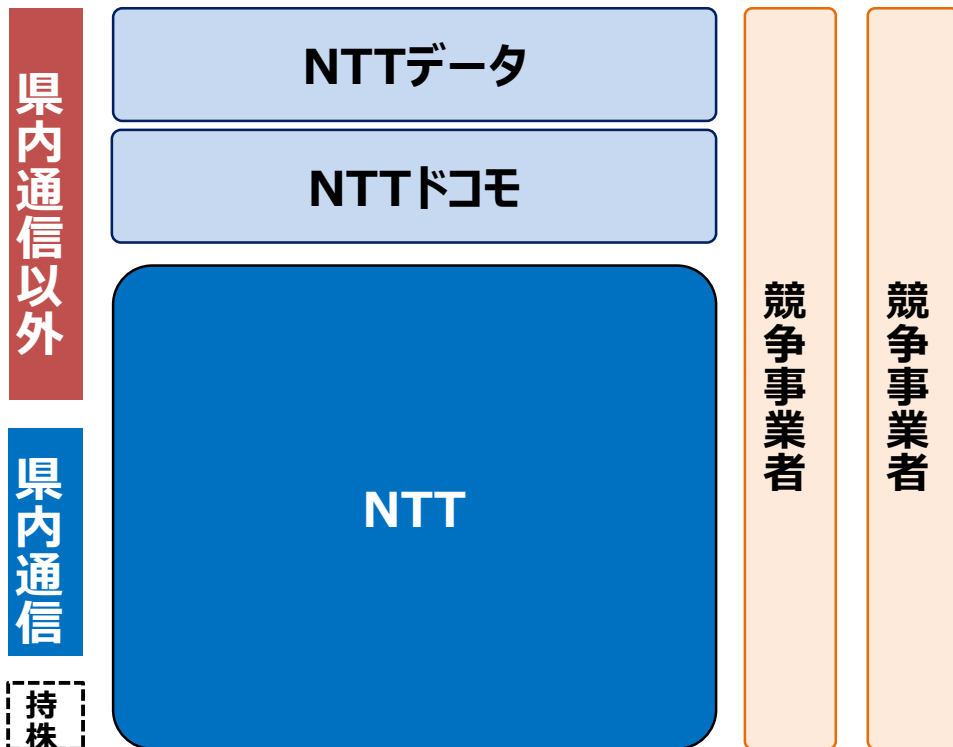
- 活用業務制度については、ユニバの安定的な提供を確保するためにも要件を大幅に緩和して、経営の自由度を向上させることが重要。このため、本来業務に支障がない限り、自由に様々な事業を認めることが必要。一方で、公正競争の観点はどうなのかということについては、市場検証会議といった検証の場において、都度都度に検証機能を働かせて、公正競争にゆがみのないようにしていくということも併せて必要。(林構成員)
- NTT東西は、非電気通信事業についてワンストップでない点を不利益の1つに挙げているが、ワンストップでなくても支障のない部分はかなりある。**子会社でしか実施できないことに実質的にどのような問題があるのか。**(大谷構成員)
 - 子会社で行うことが効率的な場合もあれば、NTT東西で一気通貫して行うことが効率的な場合もある。ただ、全てを子会社化すると、間接コストも含めて全て各企業でリソースを割くことが必要になる。お客様から見ても、提案が分散されてしまうデメリットもある。そのため、**両方の選択肢を設けて柔軟に対応**できるようにしてほしい。(NTT)
 - 公正競争確保の観点から、**グループ内の他の会社で事業を行えばよく、また、適切かつ安定的な電気通信役務の提供がおざなりになることを懸念。**(KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル)
- **NTT東西が非電気通信業務を行うことについて、どう考えているか。**(大橋主査代理)
 - **業務範囲規制は、NTT東西は特別な資産を保有しているため、公正競争の観点で必要。**(KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル)

(公正競争WGにおける事業者等の主な意見)

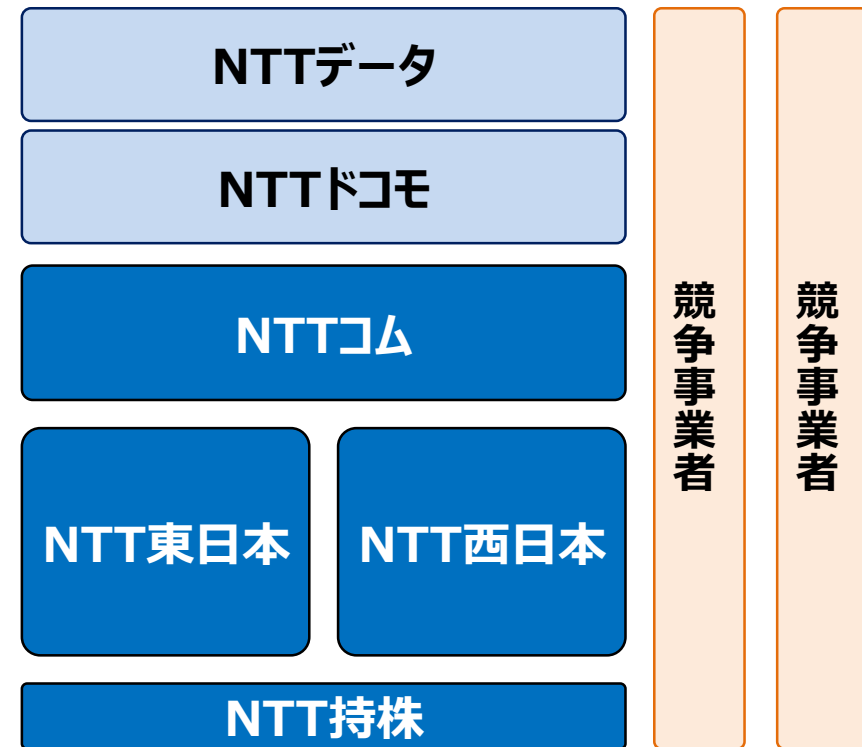
- 地域産業の活性化や地方創生の推進に向けては、地域の課題に対し**トータルでソリューション提供を行うことが求められる**ことから、NTT東西が**電気通信業務以外の業務も可能となるよう見直しが必要**。地域や企業から寄せられる要望に対し、NTT東西は一元的な対応を実施することができず、現状は子会社等を交え個別にサービス提供をせざるを得ない。会社に分かれることにより、お客様にとって手続き・対応等が煩雑となり、利用者の利便性が低下している。(NTT)
- 地域課題へのトータルソリューションはそれぞれの領域において競争力を発揮している事業者との連携等を通じて提供されていることが一般的であり、**必ずしもNTT東西において実施する必要はない**。NTTは900社を超えるグループ会社を有し、資本関係のないビジネスパートナーとの連携を含めて**何ら制約なくソリューションビジネスを展開することは可能**。(KDDI)
- **業務拡大に伴い、地域電気通信業務が疎かになる懸念**があることから、我が国の基幹インフラである「特別な資産」の重要性を踏まえれば、保有事業者の本来業務の遵守を法的に担保することが必要。加えて、本来業務以外への事業拡大等により過大なリスクを負うことで、NTT持株・東西のあるべき姿・本来業務に支障が及ばず、**法的な担保措置の維持・強化が必要**。(ソフトバンク)
- 今後のB5G時代において「特別な資産」の重要性が電気通信市場及びその周辺市場において更に高まることが想定されることから、「**特別な資産**」を活用した**NTTの独占性・巨大性を拡張を抑制**することが、**公正競争の確保のため不可欠**。この観点に鑑み、NTT東西の業務は本来業務として実施が禁止される電気通信事業の公正競争に重大な影響を及ぼす業務と同様に、**活用業務においても現状通りその実施が限定されるべき**。(楽天モバイル)
- 現在の活用業務は「本来業務のための設備・技術・職員を活用」し、「本来業務の円滑な遂行」と「電気通信事業の公正競争の確保」に支障のない範囲で実施可能と規定。地域課題に対するトータルソリューションの提供等、NTT東西による地域電気通信業務以外の業務は、**活用業務**に該当すると認識しており、**本来業務及び公正競争の確保に支障を及ぼさない範囲に限り認められるべき**であり、**範囲の明確化や適正性確認の更なる厳格化が必要**。(オプテージ)

- NTT再編時、地域通信と長距離通信の区分が公正な競争の促進を図る上で重要であったことに鑑み、**NTT東西は、長距離通信（県間通信・国際通信）を担わない会社とされ、県内に閉じる通信（県内通信）が本来業務とされるとともに、本来業務は、原則としてそれぞれ東日本地域と西日本地域で行うことが必要とされている。**
- NTT東西は、**東西間の合併が禁止**されるとともに、**県内通信に限定する業務範囲規制**により、**県をまたぐことが想定される移動通信事業やISP事業等を営むことが禁止**されている。これにより、全国で移動通信事業を営む**NTTドコモ等との合併も禁止**されることとなっている。

NTT再編前



NTT再編後



- NTT東西の分離は、「両者のコスト構造や収益構造の比較・検証等（ヤードスティック競争）による非効率性の排除」（間接競争）、「NTT東西が相互参入し得る市場構造に改めることにより、それぞれの地域における独占性の弊害の抑止」（直接競争）の観点から導入。
- 間接競争を可能にする観点から規模を同等にする必要があるほか、安定した財務基盤の確保及び料金やサービス、インフラ整備等で過大な地域格差が発生しない体制とするため、地域通信部門を東（北海道、東北、信越、関東）・西（東海、北陸、関西、中国、四国、九州）2社に分割。

NTT東西、他事業者の経営規模の比較

※金額はいずれも単体、2022年度。

	NTT東	NTT西	オプテージ	SNC	QTnet	イッツコム	ZTV	HTNet
営業収益（売上高） （億円）	15,449	13,054	2,572	1,493	678	304	167	77
営業利益（億円）	2,373	1,113	432	129	3	33	28	19
資本金（億円）	3,350	3,120	330	80	220	53	11	60
総資産（億円）	34,444	31,980	3,089	1,502	1,651	366	364	176
従業員数（人）	4,950	1,400	2,870	871	1,076	649	387	187
主な業務区域	東日本	西日本	近畿	全国	九州	東京、川崎、 横浜エリア	三重県・滋賀県・ 京都府・和歌山県	北陸

NTT東西の比較（フレッツ光ネクスト 月額利用者料金）

※2023年3月末時点

	NTT東	NTT西
戸建て向け（ファミリータイプ）	5,400円	5,400円
集合向け（マンションタイプ） （光配線方式）	2,900円	3,700円

- NTT東西の業務は、「①**本来業務**（目的業務区域内の地域電気通信業務）」「②**活用業務**」「③**目的達成業務**」「④**目的業務区域外の地域電気通信業務**」の4種類。移動通信事業やISP事業、放送事業等は認められていない。
- **地域電気通信業務**は、一定の場合を除き、自ら設置する電気通信設備を用いて行うことが必要（**自己設置要件**）。

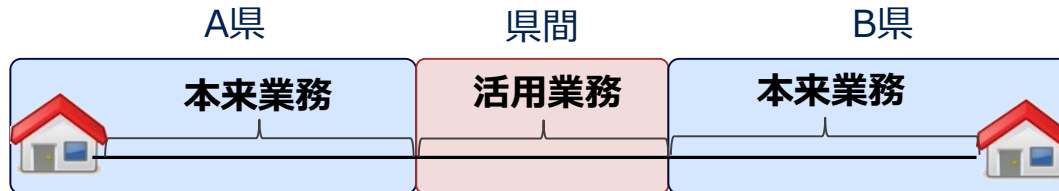
① **本来業務（自己設置要件）**（メタル電話、ひかり電話、FTTH、光回線等の接続・提供業務（モバイルのエントランス回線の提供）等）

- 目的業務区域内※の**地域電気通信業務（同一県内の通信を媒介する業務）**。自己設備での実施が必要。なお、**県間をまたがる業務（FTTH等）**は、「②**活用業務**」を組み合わせる実施。

※ NTT東日本の場合における東日本地域、NTT西日本における西日本地域

② **活用業務（事前届出制）**（NGNを利用したフレッツサービスの県間役務、サーバを利用したアプリケーションサービス等）

- 本来業務のための**設備・技術・職員を活用して行う電気通信業務その他の業務**。
- **事前届出要**。「**本来業務の円滑な遂行**」と「**電気通信事業の公正競争の確保**」に支障のない範囲で実施可。



③ **目的達成業務（事前届出制）**（他の電気通信事業者の商品の販売・取次、他社料金の回収代行等）

- **NTT東西の目的**（地域電気通信事業を経営すること）を**達成するために必要な業務**。**事前届出要**。

④ **目的業務区域外の地域電気通信業務（事前届出制・自己設置要件）**（実績なし）

- NTT東日本であれば、西日本地域で行う**地域電気通信業務**。**事前届出**をした上で**自己設備での実施**が必要。

NTT東日本の場合

	電気通信業務		非電気通信業務
下記以外の業務	県内通信	区域内通信 <small>(東日本地域)</small>	本来業務 (地域電気通信業務)
		区域外通信 <small>(西日本地域)</small>	目的業務区域外の 地域電気通信業務 (事前届出)
	県間通信	活用業務 (事前届出)	
公正競争上重要な影響を及ぼす等のため類型的に禁止される業務	移動通信業務、ISP業務等		放送業務等

※上記の本来業務、活用業務、目的業務区域外の地域電気通信業務のほか、目的達成業務がある。

中継網

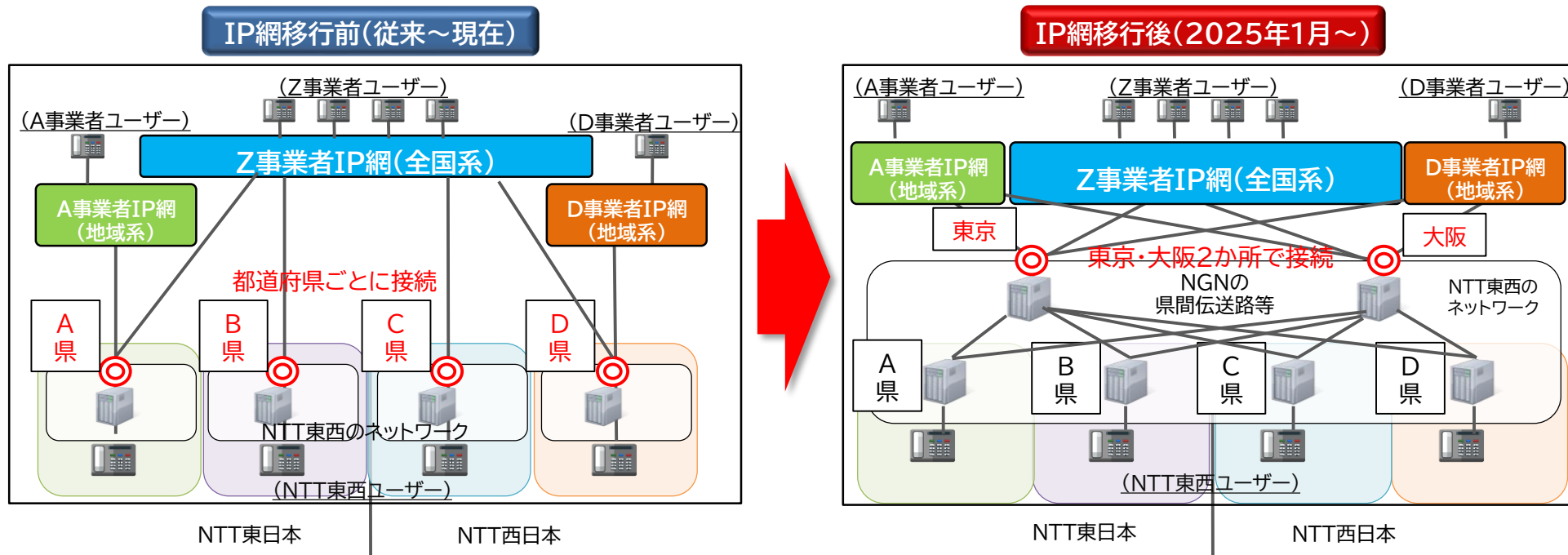
- **PSTN（回線交換網）のIP網への移行**

NTT東西は、中継交換機等の維持限界を踏まえ、**2025年1月までにPSTNをIP網に移行。**

- **POI（相互接続点）の集約**

IP網への移行に伴い、電話に係るPOIは、都道府県ごとから**2か所（東京・大阪）に集約。**

（県内通話も県間設備を経由）



アクセス回線

- **メタル回線の縮退**：老朽化するメタル設備は**2035年頃を目途に縮退**せざるを得ない旨をNTTは表明。

- 活用業務は、「**本来業務（地域電気通信業務等）の円滑な遂行**」及び「**電気通信事業の公正な競争の確保**」に支障のない範囲内で行うことができる。
- 当該範囲内かどうかに関する考え方等については、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」で示されており、これに基づいて総務省において確認を行っている。

要件1 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であること

- ① 過大な投資による財務の圧迫のおそれ
- ② 設備・職員等の過度な転用によるサービス低下のおそれ

要件2 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること

ステップ1 「おそれの程度」の評価

① 地域通信市場における競争の進展状況

② ボトルネック設備との関連性

③ 他の市場支配的事業者との連携



ステップ2 「おそれの程度」に応じた講ずべき措置の評価

① ネットワークのオープン化

② ネットワーク情報の開示

③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

④ 営業面でのファイアーウォール

⑤ 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）

⑥ 関連事業者の公平な取扱い

⑦ 実施状況等の報告

ステップ1 「おそれの程度」の評価

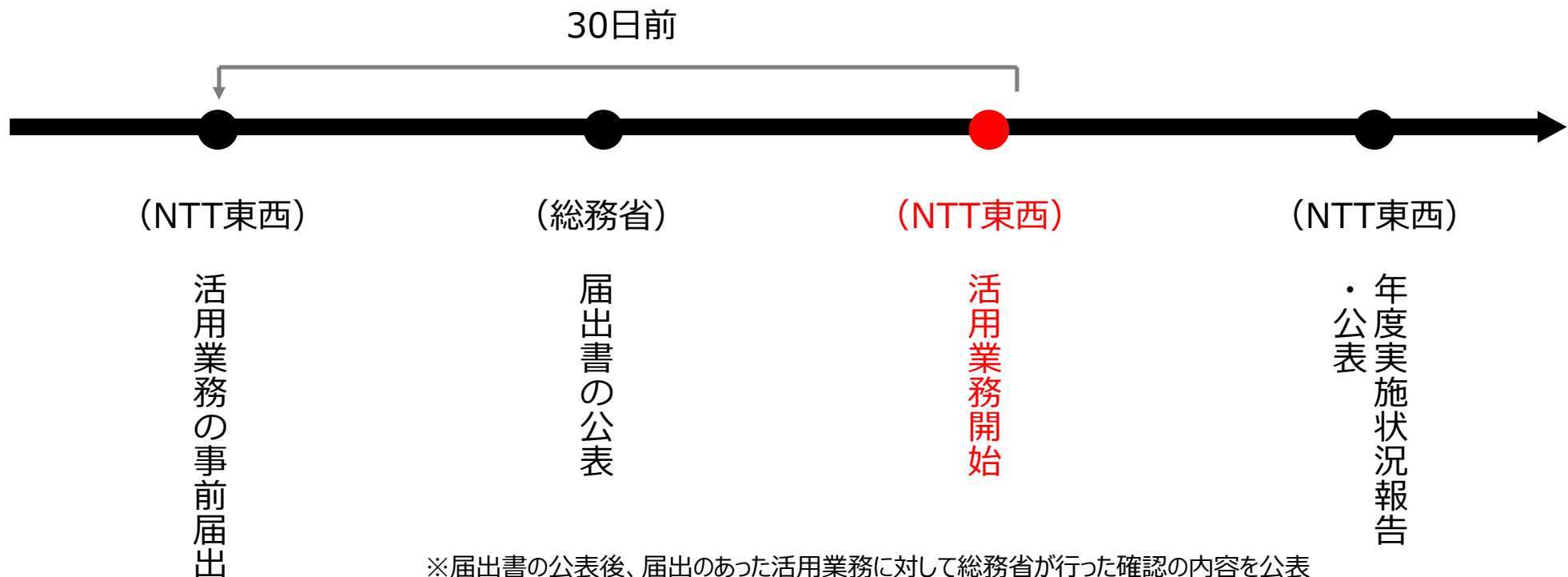
① 地域通信市場における競争の進展状況	・地域通信市場で競争が進展しているとは言い難い場合には、 独占的な地位が濫用されるおそれ が大きく、 公正競争を確保するための措置 が必要なため、当該措置によって 当該おそれが生じないことを見極める 。
② ボトルネック設備との関連性	・競争事業者が同様の業務を営む上でNTT東西の ボトルネック設備への依存度が大きい 場合には、当該 ボトルネック設備等のオープン化の要請は高まる ため、 ボトルネック設備との関連性等を考慮 。
③ 他の市場支配的事業者との連携	・他の市場支配的な電気通信事業者との連携を行う場合、その市場支配力が結合することにより、 競争阻害的な要素が拡大するおそれ があるため、 連携の有無を考慮 。

ステップ2 「おそれの程度」に応じたNTT東西が講ずることとしている措置の評価

① ネットワークのオープン化	<ul style="list-style-type: none"> ・接続ルールでカバーされない場合も含めて、設備等が必要不可欠な場合は、接続等の迅速性等を確保すること。 ・県間伝送路を自ら構築するときは、料金・提供条件を作成・公表すること。 ・県間のネットワーク設備等を他事業者から調達する場合は、調達手続の透明性・公平性を確保すること。
② ネットワーク情報の開示	・ハード又はソフトの 技術的要件を可能な限り国際的な標準化動向と整合的 にし、当該情報を 迅速かつ合理的な価格で提供 するほか、ネットワークの変更を行う場合はその 情報を事前に開示 すること。
③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保	・顧客からの申込み、開通工事、保守・修理、料金請求等に 必要不可欠な情報 を、NTT東西と 同等の条件で迅速かつ合理的な価格 により入手、 利用可能 とすること。
④ 営業面でのファイアウォール	<ul style="list-style-type: none"> ・独占的業務等から知り得た情報等（顧客情報等）に関する営業面でのファイアウォールを確保すること。 ・既存サービスとのバンドルサービスの提供に当たり公正競争を阻害しないための十分な措置を講ずること。
⑤ 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）	・活用業務と独占的な既存の業務との間の内部相互補助の厳格な防止のため 会計を分離し、両者の間のコスト配分の考え方を明らかに するほか、競争阻害的な料金でないことを 客観的に検証可能 とすること。
⑥ 関連事業者の公平な取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツ提供事業者等との提携条件の公表等、関連事業者の取扱いの公平性を確保し、透明性を高めること。 ・他の市場支配的な電気通信事業者との連携を行う場合、当該連携の概要を明らかにし、別個の設備を構築すること等、競争事業者との実質的な公平性を確保するための措置を講ずること。 ・競争事業者においてNTT東西の設備等が必要不可欠な場合は、活用業務を開始する時点までに同等の条件で同種の業務の提供を可能とする等、同等性の確保のための措置を講ずること。
⑦ 実施状況等の報告	・ 実施状況・収支状況・利用状況 について、毎年、総務大臣に 報告するとともに、公表 すること。

- NTT東西は、活用業務を営もうとする場合には、**業務開始の日の30日前までに**、必要な事項を総務大臣に**届け出ることが必要**。（平成23年改正で認可から事前届出に緩和）
- 総務大臣は、上記の届出を受理した場合は、速やかに**届出内容を公表**するほか、当該届出に係る活用業務が**本来業務及び公正競争の確保に支障のない範囲内であるかに関する考え方**を公表。
- NTT東西は、活用業務を開始した後、毎年度、その**実施状況**について総務大臣に**報告**するとともに、**公表**。

活用業務の実施の流れ



- NTT東西の活用業務として、県間役務の提供のほか、当該役務を利用した上位レイヤー系サービス等を提供している。
- 近年は、県間役務を利用した上位レイヤー系のサービスの活用業務の届出が多い。

① 県間役務の提供

地域IP網の県間接続によるフレッツサービスの広域化	認可	H15.2.19
次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定等	認可	H20.2.25
次世代ネットワークを利用したエンドーエンド通信の県間役務提供	認可	H23.7.13
多数の一般ユーザ向けにIP通信網サービス等を提供する電気通信事業者に対する卸電気通信役務を含む次世代ネットワークを利用したフレッツサービス等の県間役務提供・料金設定	届出	H26.12.26
IP電話サービス等の県間役務提供・料金設定	届出	R5.12.1

② 上位レイヤー系サービス等の提供

サーバ設備を利用したアプリケーションサービス等の役務提供・料金設定（ひかりクラウドPBX等）	届出	東H27.12.21 西H28.4.7
クローズド・ユーザ・グループ型サービスの役務提供（フレッツ・VPN プライオ）	届出	東H31.4.18 西H31.3.29
アプリケーションサービス、メール等送受信サービス及びサポートサービスの役務提供（特殊詐欺対策サービス）	届出	R2.10.30
通話転送サービス及びサポートサービスの役務提供（ひかりクラウド電話）	届出	東R3.3.22 西R4.1.20
サーバ設備を用いた電気通信回線に接続される情報通信機器等の設定・管理等の役務提供（Managed SD-WAN）	届出	東R3.4.30
アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス等の提供（おかませクラウドストレージ）	届出	西R4.2.4
ローカル5G通信システムを用いて提供される電気通信役務等（ギガらく5G）	届出	東R4.2.16

- NTT東西は、目的達成業務を営もうとする場合には、**業務開始の日の7日前までに**、必要な事項を総務大臣に**届け出ることが必要**。（平成23年改正で認可から事前届出に緩和）
- 総務大臣は、上記の届出を受理した場合は、速やかに**届出内容を公表**。

他社商品の販売・取次等	認可	H11.7.1
他社料金の回収代行	認可	H12.6.16
フレッツにつながる情報通信端末の延長保証サービス（ひかり機器保証）	届出	西H24.2.27
電気通信役務を利用した情報通信関連商品以外の他社商品の回収代行（まとめて支払いインターネット物販対応）	届出	H24.5.29
Wi-Fi機器やパソコン周辺機器等「光通信関連商品」の販売	届出	西H24.5.30
NTTの通信機器に関連する周辺商品（光セレクトショップ）	届出	東H24.11.30
NTTホームページ等における他社等の商品情報の掲載・表示（アフィリエイト）	届出	東H26.1.21 西H26.6.24
光コラボモデル利用者向けサポートメニュー	届出	東H27.7.1 西H28.6.17
NTT以外が販売した情報通信関連商品の故障修理	届出	東H28.1.13